

奥州市議会全員協議会

日時：令和８年10月16日（金）

午前10時

場所：奥州市役所 7 階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 日帰り温泉の今後の対応について
- ② 奥州市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- ③ 第３期奥州市道路整備計画の策定について

(2) 協議事項

奥州市議会行動計画2026－2029（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

奥州市日帰り温泉の民間譲渡に向けた基本方針の変更について

全員協議会説明資料 令和8年10月16日 商工観光部観光物産課観光施設対策室

前沢温泉保養交流館（日帰り温泉）については、現行の基本方針において「令和9年度の民間譲渡」を前提に、令和8年度までの指定管理期間としていましたが、昨今の世界情勢による原油高や物価高騰に加え、人件費の上昇などにより経営の厳しさが増し、現状では来年度からの民間譲渡は困難な状況となっています。

そのため、温泉施設の譲受可能な事業者の有無、また、その条件はどのようなものを把握するため、施設譲渡に向けた公募による意向調査（サウンディング調査）を行ったところ、複数の事業者が指定管理後の施設譲渡であれば、前向きな姿勢を示されたことから、「奥州市日帰り温泉の民間譲渡に向けた基本方針」を変更し、日帰り温泉施設の民間譲渡を目指そうとするものです。

1 サウンディング調査の実施

施設譲渡に向け、公募によるサウンディング調査を実施。

【調査結果】

- ・ 4社の民間事業者が参加。
- ・ うち3社が「**3年間の指定管理を経た後の施設譲渡であれば、現状の指定管理料を減額されたとしても施設譲受が可能**」との回答あり。
- ・ 全社とも「施設の潜在的な価値が高い」と評価。その上で、具体的な事業提案あり。

この高い意欲を活かし、譲渡時期を延期して「準備期間」を設けることで、確実な民間譲渡を目指します。

3 基本方針の変更点

〔現行〕

令和9年度の民間譲渡を前提とし、令和6年度から令和8年度までの3年間指定管理による運営を行う。

令和**12**年度の民間譲渡を前提とし、令和**9**年度から令和**11**年度までの3年間指定管理による運営を行う。

2 対応策の方針

サウンディング調査で意見の多かった「**3年間の指定管理期間を経ての民間譲渡**」とすることで、複数の事業者による参入が見込まれ、質の高い事業提案を採用することが可能となる。

《事業者のメリット》

- 譲受に向けた営業ノウハウや収支実績が蓄積できるため、次年度以降の業務改善に向けた取り組みが可能。

《市のメリット》

- 指定管理者の選定を公募とすることにより、**複数の事業者**より応募が見込めるため、競争性の確保や優良事業者の選定が可能。
- 譲渡先事業者の経営能力を確認できるため、譲渡に向けた適正事業者の把握が可能。
- 譲渡に必要な改修工事を複数年に分けて実施できるため、工事期間の確保や財政負担の分散が可能。

4 今後の進め方について

- ・ **公募により指定管理者を募集**し、最も優れた提案を行った事業者を選定。
- ・ 応募資格の条件として「**3年後に民間譲渡を受けることが可能な者**」等を明記。
- ・ 市は、民間譲渡に向けて、譲渡の前提となるインフラの大規模修繕を複数年にわたって実施。
- ・ 令和12年度より指定管理者へ**施設の譲渡**。

奥州市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

令和8年10月16日全員協議会資料 奥州市健康こども部

1 背景

奥州市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年11月に策定しました。今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国、県において新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行ったことを受け、当市においても改定を行うものです。

2 新型インフルエンザ等行動計画の構成

目次
第1部 行動計画の基本事項
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画
第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応
第2部 対策の実施に関する基本的な方針
第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方
第2章 対策項目と横断的視点
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等
第3部 各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第3章 まん延防止
第4章 ワクチン
第5章 保健
第6章 物資
第7章 市民の生活及び地域経済活動の安定の確保

3 改定のポイント

- ① 感染拡大時の対応だけでなく、研修・訓練、関係機関との連携確認、物資の事前整理といった平時の備えを明確に位置づけました。
- ② 対策を機動的に切替え、実効性をもたせるようにするため、新型インフルエンザ等の発生段階ごとの6段階から、準備期、初動期、対応期の対策段階ごとの3段階にまとめ、各対策項目について段階ごとに取り組むを定めました。

	現行	改定計画
対象疾患	「病原性の高い新型インフルエンザ」等を念頭	新型コロナウイルスを含む「幅広い呼吸器感染症」を念頭
時期区分	「未発生期、海外発生期、県内未発生、県内発生早期、県内感染期、小康期」の6期 ※発生段階ごと	「準備期（平時）、初動期（発生初期）、対応期（感染拡大期）」の3期 ※対策段階ごと
対策項目	7項目 ①実施体制 ②情報収集・サーベイランス ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦市民生活	7項目 ①実施体制 ②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ③まん延防止 ④ <u>ワクチン</u> ⑤ <u>保健</u> ⑥ <u>物資</u> ⑦市民生活

※赤字は変更項目

奥州市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

4 対策項目ごとの主な取組の概要

	準備期（平時）	初動期（発生初期）	対応期（拡大期）
①実施体制	・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ・ 市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・ 国、県等との連携強化	・ 市対策本部の設置 ・ 必要に応じて人員体制の強化 ・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	・ 必要に応じて応援職員要請・派遣や総合調整・指示 ・ 緊急事態措置の検討
②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	・ 感染症対策について市民等が適切に判断・行動できるよう情報提供・共有 ・ 偏見・差別等に関する啓発 ・ <u>双方向のコミュニケーション</u>の体制整備や取組の推進	・ 感染拡大に備えて、市民等へ感染状況や有効な感染防止対策等を情報提供・共有 ・ <u>双方向のコミュニケーション</u>の実施 ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	・ 引き続き正確な情報を市民に共有し、感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施することで市民の不安解消等に努める
③まん延防止	・ まん延防止対策を機動的に実施するため、有事に市民・事業者の協力を得るための理解促進を図る	・ 迅速な市内でのまん延防止対策実施のための準備	・ 病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、対策の強度を柔軟に切り替え
④ <u>ワクチン</u>	・ 接種体制構築 ・ ワクチンに関する情報提供・共有	・ ワクチンの流通、接種に必要な体制について、県や医師会等の関係機関と連携し整備 ・ 医療関係者へ予防接種の協力要請	・ 予防接種の実施と必要に応じ接種体制の拡充 ・ ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策の実施
⑤ <u>保健</u>	・ 県からの要請による保健所等の人材応援派遣を検討 ・ 有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築	・ 必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備 ・ 市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築	・ 保健所等への応援職員を派遣 ・ 県が実施する健康観察への協力 ・ 市民に対し理解しやすい内容・方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を実施
⑥ <u>物資</u>	・ 必要な感染症対策物資等を備蓄（マスク、個人防護具等）	・ 物資の需給状況、備蓄・配置状況の確認を継続	・ 物資の需給状況、備蓄・配置状況の確認、対応期を継続 ・ 県や近隣市町村等と不足する物資及び資材の供給に関し相互に協力
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	・ 有事に市民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備 ・ 有事の情報共有体制等の整備 ・ 物資及び資材の備蓄	・ 生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ	・ 平時の準備を基に市民生活や社会経済活動の安定を確保 ・ 生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施

※市行動計画の改定にあたっては、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に、市町村行動計画作成の手引きに示された市町村が盛り込むべき内容を踏まえて整理しました。

奥州市新型インフルエンザ等対策行動計画

奥 州 市

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本事項	
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	3
第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	14
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	18
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	20
第3節 対応期	21
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	24
第3節 対応期	26
第3章 まん延防止	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	30
第3節 対応期	31
第4章 ワクチン	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	39
第3節 対応期	42
第5章 保健	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47
第6章 物資	48
第1節 準備期	48
第2節 初動期	49
第3節 対応期	50
第7章 市民の生活及び地域経済活動の安定の確保	51
第1節 準備期	51
第2節 初動期	52
第3節 対応期	53

用語解説..... 56

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

1 策定の趣旨

季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なる新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等による新型のウイルスの出現でも同様であり、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務等を定めたものである。

この特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、奥州市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めるものである。

2 市行動計画の位置付け

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

市行動計画においては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

3 対象とする疾患

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のとおり。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応

1 市行動計画の改定目的

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、計画の定期的な検討を行い、政府行動計画や県行動計画の改定を行う場合には、適時適切に市行動計画の見直しを行う。

2 感染症危機管理の体制

(1) 考え方

- ・ 全市的な危機管理の問題として取り組む。
- ・ 国、県、事業者等と相互に連携を取り、一体となった取組を行う。

(2) 全庁的、全市的な取組

- ・ 新型インフルエンザ等が発生する前において、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- ・ 危機管理課や健康増進課をはじめ、関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

(3) 奥州市新型インフルエンザ等対策本部

- ・ 国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行った時は、直ちに、奥州市新型インフルエンザ等対策本部規程に基づき、市長を本部長とする奥州市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、各部において実施する応急対策に係る協議及び調整を行う。
- ・ 本部長は、必要に応じて本部員会議を開催する。

①構成

- ・ 本部長：市長
- ・ 副本部長：副市長
- ・ 本部員：教育長、病院事業管理者、市長部局の部長、総合支所長（水沢総合支所長を除く。）、会計管理者、上下水道部長、医療局経営管理部長、教育委員会事務局教育部長、議会事務局長、ほか本部長が市の職員のうちから指名する者

②所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等発生状況等の情報の把握に関すること。
 - ・ 新型インフルエンザ等対策に係る総合的な方針の決定に関すること。
 - ・ 各部において実施する応急対策に係る協議及び調整に関すること。
 - ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。
-
- ・ 対象となる新型インフルエンザ等の特措法への位置付け後にあって、県対策本部が設置されない間に、市内においてまん延のおそれがあると認められる時は、必要に応じ、任意による市対策本部を設置する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・ また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命や健康・経済全体に大きな影響を与えること

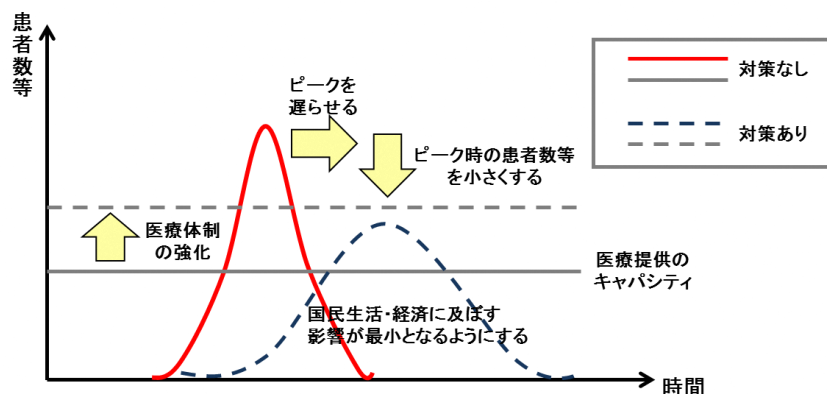
- ・ 長期的には、多くの市民が罹患する。
- ・ 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

2 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の効果 概念図>



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。

- ・ 地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活、市民経済の安定に関係する業務の維持を図る。

3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 柔軟な対応

- ・ 過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。
- ・ 市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。
- ・ 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。
- ・ 国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。また、県では、それらの対策を踏まえた対策の見直しを行う。市では、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行う。
- ・ 事態によっては、政府対策本部及び県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 発生前の段階（準備期）

- ・ 地域における医療提供体制やワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。

イ 発生した段階（初動期）

- ・ 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

ウ 対応期

① 市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ・ 病原性の程度に応じて、国や県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等

に協力する。

- ・ 国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に対策を実施する。
- ・ 常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

② 市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国の方針を踏まえ、県及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。
- ・ 変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが考えられるので、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ 地域の実情等に応じて、市は県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- ・ 感染拡大の状況を踏まえ、施設の使用制限等を行う。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にある場合は、基本的な感染症対策に移行する。

(4) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・ 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて市民に周知し、理解を得るための呼びかけを行う。

(5) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・ 事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・ 日頃からの手洗いやマスク着用などの咳エチケット等をはじめとする季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・ 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い新興感染症等が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県との連携協力

- ・ 国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 平時の備えの整理や拡充

以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立すること等を可能とする。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・ 将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

- ・ 初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・ 感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

- ・ 有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ 負担軽減や情報の有効活用、国や県との連携等のためのD Xの推進や人材育成等

- ・ 医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図るための、国が整備するシステム等を活用したD Xの推進のほか、人材育成、国や県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(3) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

以下のアからオまでの取組により、対策の切替えを円滑に行う。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

- ・ 対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含め

たリスク評価を考慮する。国や県と連携して可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

イ 医療提供体制への影響を踏まえた感染拡大措置

- ・ 有事には県の予防計画や医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。
- ・ リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

ウ 状況の変化を踏まえた対策の切替え

- ・ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、必要に応じて対策を切り替えることを基本として対応する。

エ 対策項目ごとの時期区分

- ・ 適時適切な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、県のリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・ 対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。
- ・ このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。
- ・ こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等に適切な判断や行動を促せるようにする。
- ・ 特に県が独自の宣言やまん延防止等重点措置、緊急事態措置等の行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、市は県と連携して対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(4) 基本的人権の尊重

- ・ 県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・ また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないも

のである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるとともに、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

- ・ さらに新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（５）危機管理としての特措法の性格

- ・ 特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。
- ・ しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（６）関係機関相互の連携協力の確保

- ・ 市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・ 市は、特に必要があると認められるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（７）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

- ・ 感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

（８）感染症危機下の災害対応

- ・ 市は避難所施設の確保等に努めるとともに、県と連携して自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。
- ・ 感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、市は、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（９）記録の作成・保存

- ・ 市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する
- ・ 世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・ 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 岩手県の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。
- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

- ・ これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ こうした取組においては、保健所を設置する盛岡市、感染症指定医療機関等で構成される岩手県感染症連携協議会（以下「県連携協議会」という。）を通じ、県の予防計画等について協議を行う。
- ・ 県の予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・ これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

（３）奥州市の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、市内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定（地方）公共機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者の役割

- ・ 特措法28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
- ・ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品や食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

1 市行動計画の主な対策項目

- ・ 市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。
- ・ それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。
 - ① 実施体制
 - ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - ③ まん延防止
 - ④ ワクチン
 - ⑤ 保健
 - ⑥ 物資
 - ⑦ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

- ・ 市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。
- ・ そのため、以下に示すアからキまでのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

ア 実施体制

- ・ 感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全市的な危機管理の問題として取り組む必要があるとされている。
- ・ このため、国や県、市町村、国立健康危機管理研究機構（JIHS）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要である。
- ・ そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。

- ・ こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、国、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
- ・ このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

ウ まん延防止

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。
- ・ 県等による適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。
- ・ 特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。
- ・ 一方で、特措法第5条において、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、必要に応じ実施しているまん延防止対策を見直す。

エ ワクチン

- ・ ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・ そのため、市は、県や医療機関、事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

オ 保健

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県等は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。
- ・ そのため、市は県が実施する感染者等の健康観察及び生活支援等に協力する。

カ 物資

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。
- ・ このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や供給に向けた対策等を講ずる。

キ 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市は、県と連携し、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の（１）から（３）までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- （１）人材育成
 - （２）国と地方公共団体との連携
 - （３）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

（１）人材育成

- ・ 国においては、感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠であるとしている。
- ・ その際には、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、県と連携し、訓練や研修等を通じた人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。
- ・ また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。
- ・ このほか、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。
- ・ さらに、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

る。

(2) 国と地方公共団体との連携

- ・ 国及び県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。
- ・ 市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割を担う。
- ・ 新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と県及び市町村との連携体制を平時から整えておく必要がある。
- ・ さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。
- ・ 県及び市が、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行うため、国から県及び市に対し、できる限り分かりやすい形で情報提供・共有を行うことが必要である。
- ・ 次の感染症危機に備えて、国から県及び市町村への情報提供・共有等について、事務負担の軽減や分かりやすさの向上等の観点から、方法等の工夫を検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国と県及び市町村の意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、国は、対策の現場を担う県及び市町村との対話を行い、県及び市町村の意見を適切に反映させることが重要である。また、国と県及び市町村が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- ・ 近年取組が進みつつあるDXは、ICTやAIなどデジタル技術の進展とともに迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムでの情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。
- ・ DXの推進に当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

1 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

- ・ 市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。
- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。
- ・ 県、市及び市民等が幅広く対応に関係した新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

- ・ 「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについての点検や改善につなげていくことが極めて重要である。
- ・ 県及び市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

- ・ 訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。
- ・ 定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況や、政府行動計画の改定等に伴う県行動計画の改定等を踏まえ、市行動計画についても所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生し、実際に感染症危機管理の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に行われる県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。
- ・ また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

(1) 実践的な訓練の実施

- ・ 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 市行動計画等の策定や体制整備・強化

- ・ 市行動計画を策定・変更する。市行動計画を策定・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定し、必要に応じて改定する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

(3) 国及び県等の連携の強化

- ・ 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ・ 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて、市対策本部等を設置し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・ 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ・ 市は、必要に応じて、第1節準備期2（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・ 市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

- ・ 初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。
- ・ 感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、必要に応じて対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

- ・ 政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア 職員の派遣・応援への対応

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、市は県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・ 市は、市内の特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村及び県に対して応援を求める。

イ 必要な財政上の措置

- ・ 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態宣言の手続

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 対策本部の廃止

- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がされたときは、速やかに対策本部を廃止する。

第1節 準備期

1 目的

- ・ 感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。
- ・ 具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国及び県、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。
- ・ また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア 感染症に関する情報提供・共有について

- ・ 平時から国や県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ・ その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。
- ・ なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市の健康こども部や福祉部、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、保育施設や学校等の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

イ 偏見・差別等に関する啓発

- ・ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

ウ 偽・誤情報に関する啓発

- ・ 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。また、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について県から提供された情報を整理する。
- ・ また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ・ 市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう記者会見を担当する広報担当者を置くことを含め、必要な体制を整備するとともに、関係部局間で情報提供・共有の方法等を整理する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や関係機関等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ・ 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市は感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。
- ・ 具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。
- ・ その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有について

- ・ 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能な情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
- ・ その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ・ また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ・ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、市、関係機関の情報等について、市ホームページ上に必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブページを作成する。
- ・ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市民や関係機関等に対し、情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ・ 市は、国からの要請を受けた場合、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国が作成した市町村向けのQ & A等に基づき適切な情報提供を行う。
- ・ 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- ・ また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

1 目的

- ・ 感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。
- ・ 具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。
- ・ その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
- ・ その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ・ また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ・ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、市、関係機関の情報等について、市ホームページ上に必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。
- ・ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市民や関係機関等に対し、情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ・ 市は、国が作成したホームページ掲載用や市町村向けのQ & Aの改定版等に基づき適切な情報提供を行うとともに、コールセンター等を継続する。
- ・ 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

（３）偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、県、市、ＮＰＯ等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- ・ また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

（４）リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- ・ 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県からの情報提供をもとに、政策判断の根拠を丁寧に説明する。
- ・ また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

① 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

- ・ 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、県からの情報をもとにその時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

② こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

- ・ 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、県からの情報をもとに可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい

年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、県からの情報をもとに丁寧に情報提供・共有を行う。
- ・ また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第1節 準備期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・ 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ・ 市や学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・ また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

- ・ 市は、国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。
- ・ 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活や地域経済活動への影響の軽減を図るため、県が必要に応じて対策を切り替えていく際は、市民等へ周知を行っていく。

2 所要の対応

(1) まん延防止対策の内容

- ・ まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国やJIHS、県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じて、適切なまん延防止対策の普及を図る。

ア 患者や濃厚接触者への対応

- ・ 県が地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行った場合、市民等が速やかに実行に移すことができるよう県と連携し、周知等を行っていく。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応についても県と連携し速やかに周知をしていく。

イ 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

① 外出等に係る要請等

- ・ 県より集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請があった場合には、市民等が速やかに行動できるよう周知徹底する。
- ・ また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請が県から行われた場合には、速やかに周知を行う。

② 基本的な感染対策に係る要請等

- ・ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の情報提供及び注意喚起を行う。また、県から要請があった場合には、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組について周知を行う。

ウ 事業者や学校等に対する要請

① 営業時間の変更や休業要請等

- ・ 必要に応じて、県がまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行った場合には、市民等に周知を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請があった場合には、その要請に速やかに従う。

② 施設名の公表

- ・ まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、県は事業者名や施設名を公表するため、市は関係機関や市民に対し、正確な情報提供に努める。

③ その他の事業者に対する要請

- ・ 県が事業者に対して行う、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請した場合は、市は市民等に対して正確な情報提供に努める。

④ 学級閉鎖・休校等の要請

- ・ 市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県から、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等を踏まえて、適切に行うよう学校の設置者等に要請があった場合には、速やかに対応する。

エ 公共交通機関に対する要請

基本的な感染対策に係る要請等

- ・ 県が公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請があった場合には、市は、市民等に周知を行う。

（２）時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 県が感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民等の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記（１）アの患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講じた場合は、市は、市民等に速やかに周知を行う。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原

性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国やJIHS、県による分析やリスク評価の結果に基づき、県が行う対策を市民等に周知徹底する。

① 病原性及び感染性がいずれも高い場合

- ・ り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記（２）アと同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、県により強度の高いまん延防止対策が講じられるため、市は、市民等へ速やかに周知を行う。

② 病原性が高く、感染性が低い場合

- ・ り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記（１）アの患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。
- ・ それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、県では県独自の宣言やまん延防止等重点措置、緊急事態措置の実施が検討されるため、県の動向を注視し、市民等へ周知を行う。

③ 病原性が低く、感染性が高い場合

- ・ 県においては、り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記（１）に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。
- ・ 上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県から当該状況の発生が公表されるため、市は市民等に対して更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。
- ・ その上で、医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、県では県独自の宣言やまん延防止等重点措置、緊急事態措置の実施が検討されるため、県の動向を注視し、市民等には状況に応じた情報提供を行う。

④ こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

- ・ 県においては、こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。
- ・ 例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。
- ・ また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記（１）ウ④の学級閉鎖や休校等の要請があった場合には速やかに対応する。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講じ、学校等における感染拡大を防止する。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められ

る場合は、県において、上記（１）に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施するため、市民に対して状況に応じた情報提供を行っていく。

- ・ なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記（２）イに記載した考え方に基づき対策が講じられるため、県の動向を注視していく。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 市は県と連携し、必要に応じて、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第1節 準備期

1 目的

- ・ ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

2 所要の対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材

- ・ 市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配

量を想定する。

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

イ 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

ウ 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
 - a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
 - (i) 接種対象者数
 - (ii) 人員体制の確保
 - (iii) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - (iv) 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - (v) 接種に必要な資材等の確保
 - (vi) 国、県及び市間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - (vii) 接種に関する住民への周知方法の策定
 - b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や医師会等と連携し、こ

これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るとともに、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等の協力の下、接種体制が構築できるようにする。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能とする。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

ア 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

イ 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

ウ 健康こども部以外の他部局との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び他部局等との連携強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、市教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

(5) DX の推進

- ・ 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ・ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ・ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1 目的

- ・ 準備期からの取組に基づき、県や医師会等と連携して接種体制を構築する。

2 所要の対応

(1) 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節準備期2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(3) 接種体制

ア 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

イ 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署と調整した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについて

も協議を行う。

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等を用意する。薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。
- ⑩ 実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
- ⑪ アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議するほか、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

- ⑫ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- ⑬ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

- ・ あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ・ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ・ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ・ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等は特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制

- ・ 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

ア 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ・ 予防接種体制の構築
 - ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
 - ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
 - ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部署や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

- ・ 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等を用いて電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市の広報誌への掲載等、紙媒体での周知を実施する。

- ・ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者支援施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部署や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

- ・ 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

ウ 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

エ 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

・ 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

・ 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第1節 準備期

1 目的

- ・ 市は、県と連携し、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況の情報等を収集する体制を平時から構築する。
- ・ 市は、県から提供された感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

2 所要の対応

(1) 人材の確保

市は、県からの要請に基づき、保健所の感染症有事体制を構成する人員確保のための応援派遣等について検討する。

(2) 研修を通じた人材育成

新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。

(3) 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や県内市町村、関係機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

(4) 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民等に対して情報提供・共有を行う。また、市民等への情報提供・共有方法や、市民等向けのコールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

イ 感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

ウ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

エ 県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

第２節 初動期

１ 目的

- ・ 初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。そのため、市行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。
- ・ また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

２ 所要の対応

（１）有事体制への移行準備

- ・ 市は、庁内各部局等と連携して、感染症有事体制を構成する人員の参集や感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

（２）市民等への情報提供・共有の開始

- ・ 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q & Aの公表等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した県や関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、市が求められる業務に必要な体制を確保して役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を保護する。
- ・ その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

2 所要の対応

（１）有事体制への移行準備

- ・ 市は、県から保健所の感染症有事体制を構成する人員確保のための応援要請があった場合は、保健所等への応援職員を派遣する。

（２）健康観察及び生活支援

- ア 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

（３）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ア 感染が拡大する時期にあっては、市は県と連携の上、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- イ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第1節 準備期

1 目的

- ・ 感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は消防機関と連携し、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第２節 初動期

１ 目的

- ・ 感染症対策物資等の不足により、感染症対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

２ 所要の対応

（１）感染症対策物資等の備蓄等

- ・ 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

第3節 対応期

1 目的

- ・ 感染症対策物資等の不足により、感染症対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村や指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第1節 準備期

1 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

- ・ 市は、国及び県と連携して、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

- ア 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

- ・ 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬体制の構築

- ・ 市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第２節 初動期

１ 目的

- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

２ 所要の対応

（１）生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

国及び県の情報に基づき、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

（２）遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

- ・ 市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。
- ・ 各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

- ・ 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

イ 生活支援を要する者への支援

- ・ 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

オ 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、奥州金ケ崎行政事務組合に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

- ・ 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び地域経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

① ごみ収集・処理

新型インフルエンザ等のまん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正に行われるための必要な措置を講ずる。

② 水の安定供給

水道事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

	用語	解説
ア行	医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
	岩手県感染症連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
	S N S (Social Networking Service)	ソーシャルネットワーキングサービスの略称。 「人同士のつながり」を電子化するサービス。 自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービス行っている。「コミュニティ」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。
カ行	患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
	感染症指定医療機関	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 ・特定感染症指定医療機関 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。 ・第一種感染症指定医療機関

		一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 ・第二種感染症指定医療機関 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 ・結核指定医療機関 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。
	感染症対策物資等	感染症法第53条の16 第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
	基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
	業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
	緊急事態宣言	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。
	緊急事態措置	生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において国や都道府県が実施するもの。
	健康観察	感染症法第44条の3 第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正

		当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
	検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
	国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
	個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サ行	指定（地方）公共機関	都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。
	重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
	住民接種	市町村を実施主体として全国民を対象として行う予防接種で、原則として集団接種を行う。接種対象者は、基礎疾患を有する者及び妊婦といった「医学的ハイリスク者」、「小児」、「成人・若年者」、「高齢者」の4群に分類されており、接種順位については、発生時に政府対策本部において決定される。
	新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染

		症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
	新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
	世界保健機関(WHO) World Health Organization	「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。
	双方向の	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民

	コミュニケーション	等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
タ行	特定新型 インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。 地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
	特定接種	新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種。
	鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザ一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
ナ行	濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
ハ行	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
	P D C A	Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

	病原性	病原性新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
マ行	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
ヤ行	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
	予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
ラ行	リスク コミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

奥州市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行 令和 8 年 9 月

編集 奥州市

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町 1-1

TEL 0197-24-2111

<http://www.city.oshu.iwate.jp/>

第3期奥州市道路整備計画の策定について

[P1]

市議会全員協議会資料 令和8年10月16日 都市整備部土木課

1 奥州市道路整備計画

現在の道路整備計画は、既存道路の適正な管理のほか、国の重点施策である通学路の整備を重点にしている。第1期計画を平成29年度から令和3年度までの5年間、第2期計画を令和4年度から令和8年度までの5年間を事業期間として実施してきた。道路整備については、限られた財源の有効活用を図り、今後整備すべき道路の位置付けを明確にするため、地区要望等で要望のある路線（地区要望路線）や、道路管理者(市)の視点による修繕が必要と思われる路線（政策路線）の評価を行い、整備優先順位を定めることで、道路整備の透明性を確保するとともに財政支出の平準化や効率性の向上を図ることを目的とするものである。

第2期計画が令和8年度で終了となることから、今年度中に第3期計画の策定を進めているものである。

【現在までの道路整備計画】

【計画】	期間	路線数	事業費
第1期	H29～R3	122	41億
第2期	R4～R8	140	38億

【実績】	路線数	事業費	未着手
第1期	106	30億	16
第2期	(76)	(26億)	(64)

() 書き数字はR8未見込み

【道路整備の状況】

	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
奥州市	2,885.605	63.9	61.1
盛岡市	2,140.972	75.8	83.5
花巻市	3,311.853	57.3	53.2
北上市	1,921.342	59.3	53.8
一関市	4,282.155	57.3	55.2

※「岩手の道路状況」（令和6年4月現在）より抜粋

第3期奥州市道路整備計画の策定について

[P2]

市議会全員協議会資料 令和8年10月16日 都市整備部土木課

2 第2期計画の現状と課題

第2期計画では総額約38億円の事業費を見込んでいたが、令和8年度分は見込みであるものの5年で26億の決算見込みとなり、およそ12億円の事業費が不足する結果となった。着手率では令和8年度末で約54%の見込みとなっている。

理由としては、近年の物価高騰の影響を受け1路線における事業費が上昇し、進捗に影響が出ている。また、財源毎では、交付金事業は、内示率の低迷や交付金の採択基準の変更等により遅れが生じている。起債事業については、ほ場整備事業等の他事業との調整により事業実施できなかったケースなどにより遅れが生じている。単独事業については、予定路線すべて着手している。

道路整備における主な課題

- ・ 地区要望等において道路整備に関する要望が多い
- ・ 道路施設の老朽化による修繕（長寿命化）
- ・ 資材及び人件費の高騰（概ね5年で30%高騰）
- ・ 財源の確保
 〔 交付金：社総交、防交
 起 債：合特債、過疎債、辺地債 〕

着手路線数 と着手率	交付金事業	起債事業	単独事業	着手路線	年度別 着手率
全路線数(計画)	36	99	5	= 140	(%)
R4	10	15	2	27	19.29
R5	14	23	3	40	28.57
R6	14	38	5	57	40.71
R7	16	40	5	61	43.57
R8 (見込み)	19	52	5	76	54.29
事業別 着手率 (%)	52.8	52.5	100.0		

【道路整備計画策定時予算に対する決算】

単位 (千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	計
後期総合計画	725,841	745,300	810,100	810,021	809,600	3,900,862
決算	630,638	559,032	456,941	388,797	588,336	2,623,744
差額	-95,203	-186,268	-353,159	-421,224	-221,264	-1,277,118

第3期奥州市道路整備計画の策定について

[P3]

市議会全員協議会資料 令和8年10月16日 都市整備部土木課

3 次期計画における実施路線の抽出

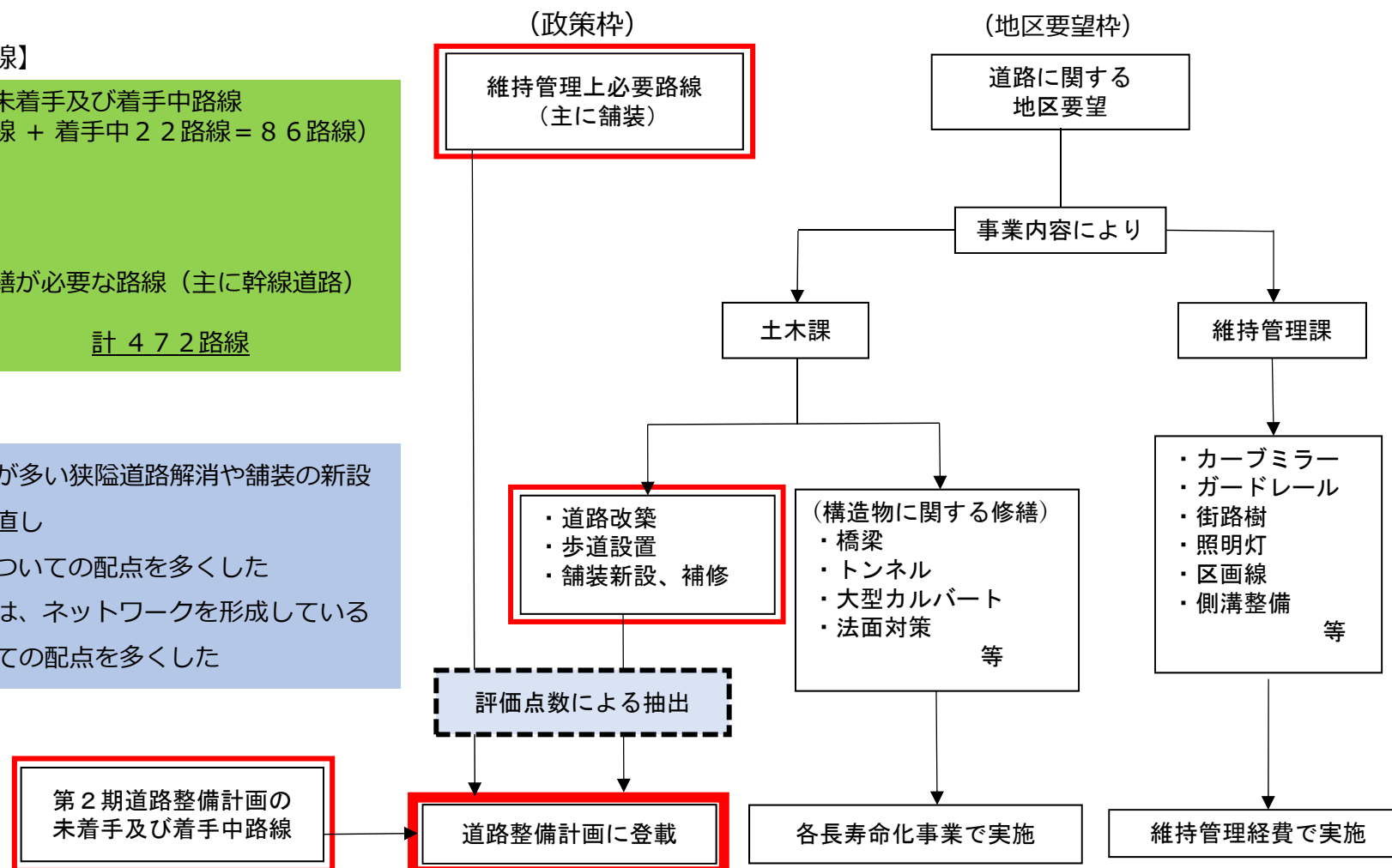
次期計画には、現計画における未着手（着手中の路線も含む）路線のほか、地区要望路線及び道路管理上、修繕が必要と思われる政策路線を登載の検討対象としている。第2期計画に引き続き、各路線を評価シートにて点数化を行い、評価の見直しも行いながら計画登載の指標とした。

【計画登載検討路線】

- ①現計画における未着手及び着手中路線
（未着手64路線 + 着手中22路線 = 86路線）
 - ②地区要望路線
（332路線）
 - ③維持管理上、修繕が必要な路線（主に幹線道路）
（54路線）
- 計 472路線

【評価見直し】

- 地区からの要望が多い狭隘道路解消や舗装の新設に対する評価の見直し
 - 狭隘道路についての配点を多くした
 - 舗装の新設は、ネットワークを形成している路線についての配点を多くした



第3期奥州市道路整備計画の策定について

[P4]

市議会全員協議会資料 令和8年10月16日 都市整備部土木課

4 第3期計画の概要

4-1 【計画期間について】

第2期道路整備計画までは1計画期間を5年としていた。次期計画においては、第3次奥州市総合計画(案)と併せて**8年(R9～16年、中間見直し4年)計画**とする。

4-2 【事業費について】

次期計画では、未着手となる64路線においても引き続き順次整備していくが、地区要望による整備検討路線の評価により要整備となった路線（地区要望枠）と道路管理者の視点による要整備必要路線（政策枠）を抽出すると**事業費61億円**の規模となったものである。

財源については、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む）、道路整備事業債など有利な財源の活用、確保に努めていくものとする。

	計画 路線数	政策枠		地区要望枠		備考
		路線数	事業費(百万)	路線数	事業費(百万)	
現計画38億	140	29	848	111	2,991	未着手 64路線
次期61億	152	29 (7)	1,495	123 (59)	4,690	新規 66路線

() 内数字は新規掲載路線

4-3 【計画登載路線内訳について】

	道路改良系		道路維持系					
工種	道路 改築	歩道 整備	舗装 新設	舗装 修繕	側溝 改修	現道 拡幅	その他	計
路線数	13	18	50	60	3	6	2	152
路線数内訳								
未着手	4	10	27	21		2		64
着手中	4	2	2	12		2		22
新規	5	6	21	27	3	2	2	66

地域別	
水沢	3 6 路線
江刺	5 7 路線
前沢	2 2 路線
胆沢	3 1 路線
衣川	6 路線
計	1 5 2 路線

第3期奥州市道路整備計画の策定について

[P5]

市議会全員協議会資料 令和8年10月16日 都市整備部土木課

4-4 【計画全体について】

次期計画では、前述の抽出した路線のほか、江刺工業団地渋滞対策路線や、緊急自然災害防止対策事業債（緊自債）で事業を実施予定としている舗装修繕事業（維持管理課）も含める形とする。

	期間	路線数	事業費
第1期	H29～R3：5カ年	122	41億
第2期	R4～R8：5カ年	140	38億
第3期	R9～R16：8カ年	189（152+1+36）	96億（61+19+16）

内 訳

	路線数	事業費
抽出した路線	152	61億
渋滞対策路線	1	19億
緊自債路線	36	16億

5 今後のスケジュール

10/16(本日) 市議会全員協議会への説明

11～12月 各振興会（30地区）への説明（R7.9 各振興会に対して要望路線を確認済み）

1月 パブリックコメントの実施

3月 計画策定・公表